

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（平成17年条例第11号）新旧対照表

改正後				改正前			
別表第2（第2条第2項関係）				別表第2（第2条第2項関係）			
（中略）				（中略）			
その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準				その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準			
工場又は事業場の区分		項目（略）	大腸菌数 〔単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕	項目（略）	大腸菌群数 〔単位 1立方センチメートルにつき個〕	（略）	（略）
		（略）	日間平均	（略）	日間平均	（略）	（略）
下欄に掲げる工場又は事業場以外のもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—	（略）	—	（略）	（略）
	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	—	（略）	—	（略）	（略）
し尿処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—	（略）	—	（略）	（略）
	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	300	（略）	1,000	（略）	（略）
下水道終末処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル未満のもの	（略）	—	（略）	—	（略）	（略）
	1日当たりの平均的な排出水量が20立方メートル以上のもの	（略）	300	（略）	1,000	（略）	（略）